

特 記 仕 様 書

1. 業 務 名 令和7年度 管渠清掃・点検業務その1（佐久環境衛生組合）
2. 履 行 場 所 佐久市入沢～十日町
3. 業 務 概 要 管路清掃・点検業務 1 式
 - ・ 目視点検工(地上点検工) 81 基
 - ・ マンホール目視調査工 301 基 ※1
 - ・ 本管テレビカメラ調査工(小中口径管) 2,923.45m
 - ・ マンホール洗浄工 5 基 ※2
 - ・ 管 渠 洗 浄 工 11,500.44m
 - ・ 報 告 書 作 成 工 1 式※1 硫化水素による腐食のおそれ大きい箇所の調査工を含む。
※2 ※1 に伴い実施するものとする。

ここで、硫化水素による腐食のおそれ大きい箇所を次のマンホールポンプ場の
汚水の吐出先のマンホールと想定した。

- ・ 三条大橋マンホールポンプ場
- ・ 栄海橋マンホールポンプ場
- ・ 小海中継ポンプ場
- ・ 本間団地マンホールポンプ場
- ・ 土村栄町マンホールポンプ場

詳細は数量計算書を参照のこと。

4. 点検・調査方法

高圧洗浄車による管渠洗浄後に本管テレビカメラ調査、マンホール目視調査及び目視点検(地上点検)を実施するものとする。これ以外の方法を採用する場合は監督員と協議すること。

5. そのほか

- ・ 事前調査の結果、作業及び安全の観点から仮設工が必要な場合は監督員と協議すること。また、現地作業終了後は止水に使用したプラグ等を撤去すること。
- ・ 今回の業務では小海中継ポンプ場の吐出先のマンホールの目視調査が国道 141 号での作業となる。

国道 141 号は長野県公安委員会規則で定めた指定路線となっており、受注者が交通誘導警備業務を他人に委託する場合、その受託者は公安委員会から警備業務の認定を受けた者でなければならず、さらにその警備業者は公安委員会が行う検定の合格証明を受けている者に交通誘導警備業務を実施させなければならない。

従って、国道 141 号における交通誘導警備業務では、1 級・2 級検定合格警備員を交通誘導警備業務にあたる場所ごとに 1 名以上配置しなければならない(設計図書では交通誘導警備員 A を計上している)。

なお、積算では交通誘導警備業務を警備業者等に委託することを想定している。

- ・ 今回の点検・調査箇所は民家や営業用店舗に面している。また、ほかの工事が施工中であることも考えられる。

現地作業に当たっては、事前に作業期間等を周知するとともに、出入り車両等の安全に配慮すること。

- ・ 高圧洗浄車による管路施設洗浄では、屋内排水設備の封水を破壊して汚水が逆流

することが考えられるので、マンホール及び公共樹の蓋を開放する等の適切な処置を行うこと。

- ・ この点検・調査に伴い開放したマンホール及び公共樹の蓋は、作業終了後に確実に閉められていることを確認すること。
- ・ 通常の報告書のほかに、硫化水素による腐食のおそれ大きい箇所の調査結果を1部提出すること。通常の報告書の中の該当部分の写しの使用を可とするが、詳細は監督員と協議すること。